重　要　※な・なんと富山で受講できます！！（人数制限あり）

２０２２年６月３日

会員各位

一般社団法人富山県優良住宅協会

一般建築物石綿含有建材調査者講習会　受講のご案内

2022年4月に、一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システムで届け出の義務化がスタートし、2023年10月から有資格者による事前調査の義務化が始まります。

会員様からも資格試験の開催を望む声が多く寄せられておりました。そこで、講習機関の一つである「一般財団法人日本環境衛生センター」にご協力いただき、「一般建築物石綿含有建材調査者講習」を開催するできる運びとなりました。

つきましては、下記の開催要項をご一読いただき、**受講に関するご意向についてFAX（またはe-mail）にて回答をお寄せいただきたいと存じます。受講希望の方には、後ほど個別に開催のお知らせについてご案内する予定です。**

**特に、リフォームを手掛ける会員の方には必須の講習です。**

記

【開 催 日】　**2022年7月7日（木）　・　7月8日（金）　　※2日間の連続受講となります。**

【開始時間】　10：00　（受付9：30）　終了は18：30頃予定　両日共通

【会 　　場】　富山県民共生センター サンフォルテ　（〒930-0805　富山県富山市湊入船町6-7）

【受 講 料】 **52,000円（税込） （当協会の会員以外は、55,000 円（税込））**

※事前にお振込みによる入金となります。

【開催条件】**受講者が20名以上にて開催　（※20名未満の場合は中止になることがございます）**

【定　　 員】　35名程度　　※定員になり次第締め切らせて頂きます。

【内　 　容】　動画視聴による講義、試験

資格取得には全て講義を受講後に修了考査(試験)に合格することが必要です。

不合格の場合には改めて再試験を受けることになります。

【受講資格】　受講資格については別紙の「受講資格区分1～10」のいずれかに該当する必要が

ありますので必ずご確認ください。

【回答期限】　**2022年6月13日（月）**以　上

受講に関する意向確認回答書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業者名称 | | | | |
|  | | | | |
| 解答欄（該当する箇所に☑をお願いします） | | | | |
| □既に受講済みで資格を有しています。　　　　　　　　　□受講の予定はありません。 | | | | |
| □当社所属の下記の者受講を希望します。開催決定後受講についての資料を要望します | | | | |
|  | 受講資格  区分番号  （別紙参照） |  | 予定受講者氏名 |  |
| 個人ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |  |

**申込先　FAX：076-420-8366　　e-mail：info@toyama-sumau.net**

一般社団法人富山県優良住宅協会　事務局

別　紙

【受講資格】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受講資格区分番号 | 学　　歴　　等 | 実務経験年数 |
| 1 | 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者 | 卒業後の建築に関する  実務経験年数：２年以上 |
| 2 | 学校教育法による短期大学（修業年限が３年であるものに限り、同法による専門職大学の３年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者） | 卒業後の建築に関する  実務経験年数：３年以上 |
| 3 | 「2」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者 | 卒業後の建築に関する  実務経験年数：４年以上 |
| 4 | 学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者 | 卒業後の建築に関する  実務経験年数：７年以上 |
| 5 | 「1～4」に該当しない者（学歴不問） | 建築に関する  実務経験年数：11年以上 |
| 6 | 建築行政または環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関わる者 | 実務経験年数：２年以上 |
| 7 | 特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者 | 石綿含有建材の調査に関する実務経験年数：５年以上 |
| 8 | 8-a　石綿作業主任者技能講習を修了した者（実務経験年数不問） | |
| 9 | 産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者 | |
| 10 | 労働基準監督官として従事した経験を有する者 | 従事経験年数：２年以上 |